

2024年度 塩野義健康保険組合 健康診断※ 事後精算方式に関するご案内

健康診断事務委託先：株式会社イーウェル

※この健康診断は、塩野義健康保険組合にご加入の被扶養者（配偶者および40歳以上のご家族）および任意継続被保険者とその被扶養者（配偶者および40歳以上のご家族）が対象です。

事後精算とは、受診希望の健診機関が[健保組合ホームページ](#)に掲載の健診機関リストおよび[KENPOS](#)に掲載されていない場合、ご自身で予約、受診、健診費用全額のお支払いを済ませていただき、健診結果、問診票、領収書を添付して健診費用を補助申請していただく制度のことです。

■ 受診期間/申請期間

受診期間：2024年4月1日～2025年3月31日

申請期間：2024年4月1日～2025年4月30日（㈱イーウェル 健康サポートセンター 必着）

※受診期間外に受診した場合は申請できません。

※申請期間終了後に到着した申請書類は受付できません。

■ 対象コース

一般健診コース ※人間ドックは不可

■ 健保組合の補助額

一般健診コース（人間ドックは不可）・オプション検査を含めて男性：31,000円まで、女性：41,000円までとなります。補助額を超える金額は自己負担となりますので、必ず健診費用をご確認ください。

■ 事後精算の可否組合せ

「一般健診コース」と「オプション検査」を受ける場合の事後精算が可能な受診機関の組合せは、ケース①、②のみですのでご予約の際にはご注意ください。

	一般健診コース の受診機関	オプション検査の受診機関	事後精算 可否	可否の説明
ケース①	 + 		○	一般健診コースとオプション検査は、提携外 の同じ健診機関で受診できます。
ケース②	 + 		○	一般健診コースとオプション検査は、どちらも提携外 であれば別々の健診機関で受診できます（ただし、補助 申請は両方の健診が終了してから実施してください）。
ケース③	 + 		×	オプション検査は取扱いできません。
ケース④	 + 消化器系  婦人科系 	 	×	オプション検査は、複数の健診機関での受診取 扱いができません。
ケース⑤	 + 		×	オプション検査のみのKENPOSからの申込はで きません。

 健診機関リストにある提携機関
（KENPOSからの申込）

 健診機関リストにない
提携外機関A

 健診機関リストにない
提携外機関B

⚠ 注意：

- ・両方の健診機関が健診機関リストおよびKENPOSに掲載されていない場合は受診可能です（上記ケース②を参照）。
- ・健診機関リストおよびKENPOSに掲載されている健診機関と掲載されていない健診機関の組合せで受診いただくことはできません（上記ケース③⑤を参照）。
- ・オプション検査についても別々の健診機関での受診は事後精算方式の対象外となります（上記ケース④を参照）。

必須検査項目 ※人間ドックは不可

特定健診で義務付けられている検査項目を満たしていることが必要となります。
 健診機関へご予約の際は、必ず「特定健診項目を満たしているか」をご確認ください。
 また、健診結果が届きましたら、「特定健診項目の結果が記載されているか」を必ずご確認ください。

【特定健診項目】

検査項目		●は、必ず受診いただかなければならない項目です	
診察	問診	問診票 別紙、問診票のすべての項目に回答してください	
	理学所見	既往歴・業務歴	●
		自覚症状	●
他覚症状		●	
身体測定等	身長	●	
	体重	●	
	BMI	●	
	腹囲	●	
	内臓脂肪面積	●	
	血压	●	
		】 どちらか1つ以上	
尿検査	尿糖(US)	●	
	尿蛋白	●	
生化学検査	脂質	空腹時中性脂肪(TG)	●
		随時中性脂肪(TG)	●
		HDL-cho	●
		LDL-cho	●
			】 どちらか1つ以上
	肝機能	GOT(AST)	●
		GPT(ALT)	●
		γ-GTP(GGT)	●
血糖	空腹時血糖(BS)	●	
	グリコヘモグロビンA1c(HbA1c)	●	
	随時血糖(BS)	●	
		】 いずれか1つ以上	

『●』・・・健診結果に記載がなければ補助を受けることができませんのでご注意ください。

上記健診項目が不足している場合は、必ず健診機関にお問合せください。

※記載内容に追記や修正が必要な場合は、ご自身で健診結果に追記もしくは修正をしてご提出ください。

【オプション検査 ※1・2】

婦人科	子宮頸部細胞診検査	○
	マンモグラフィ検査 または 乳房エコー検査	○ いずれか一つ (※3)
消化器	胃部X線検査 または 胃部内視鏡検査	○ いずれか一つ (※4)
	腹部エコー検査	○
	ピロリ菌検査	○ (※5)
	前立腺がん検査(PSA)	○ (※6)

『○』・・・ご自身で選択して検査を受けることができる項目です。

※1.上記以外のオプション検査を受診する場合は、全額自己負担になります。

※2.オプション検査につきましては、妊娠等の理由により医師が受診不可と判断した場合には、その指示に従ってください。指示に従わず、自己判断で他の健診機関等で受診される場合は、自己責任、自己負担となりますのでご注意ください。

※3.マンモグラフィ検査と乳房エコー検査両方の受診を希望される場合、乳房エコー検査の検査費用は、全額自己負担となります。

※4.胃部X線検査または胃部内視鏡検査のどちらか一方が補助対象となります。

※5.ピロリ菌検査の補助は受診者1人につき1回限りとなります。

例えば、昨年度ピロリ菌検査を受診された場合、翌年度以降ピロリ菌検査は受けられません。

また、ピロリ菌検査・ペプシノゲン検査をセットで受診した場合、ペプシノゲン検査は補助対象外となります。

※6.50歳以上の男性の方のみ受診可能

事後精算の流れ

STEP.1

書類を確認する

- ・下記書類がお手元にあるかご確認ください。
- 事後精算に関するご案内 事後精算補助金申請書 問診票 事後精算領収書貼付台紙
- 返信用封筒

STEP.2

健診機関へ予約する

- 希望する健診機関が健診機関リストまたはKENPOS (<https://www.kenpos.jp/>)に掲載されていないことをご確認ください。
- 必ず受診者ご自身が、個人名でご予約ください(健保名や代行機関名は不要です)。
- 受診可能期間をご確認ください(2024/4/1~2025/3/31)。
- 特定健診で受診が義務付けられている検査項目を含む内容をご予約ください。
※前頁の『必須検査項目』を必ずご確認ください(人間ドックは不可)。
※特定健診項目を満たしていない場合、補助を受けることができません。
ご予約の際に「特定健診項目を満たすコース」か、必ず健診機関にご確認ください。
- オプション検査のみの受診はできません。必ず健診コースをご受診ください。

STEP.3

予約した健診機関で受診する

- 健診費用全額を健診機関窓口でお支払いください。
 - 領収書(明細書・料金表を含む)を忘れずにお受取りください。
その際、下記項目の記載があるかご確認ください。
-
- ① 受診者氏名(フルネーム必須)
 - ② 受診年月日
 - ③ 健診費用
 - ④ 健康診断の費用であることが確認できる但書
 - ⑤ 健診機関の住所・名称・領収印
- ※オプション検査を受診した場合、領収書の他に金額の内訳が確認できる「明細書・料金表(オプション検査の単価が記載されているもの)」が必要です。
明細書・料金表がない場合、コース代金のみの補助となりますのでご注意ください。

STEP.4

健診結果を受領する

- 受診後、通常約1ヶ月で健診機関から健診結果が届きます。
健診結果に特定健診項目がすべて記載されているかご自身でご確認ください。
※特定健診項目につきましては、前頁の『必須検査項目』をご確認ください。
検査項目が不足している場合は、健診機関にご確認ください。
※記載内容に追記や修正が必要な場合は、ご自身で健診結果に追記もしくは修正をしてご提出ください。
- お手元に届かない場合は、受診された健診機関へ直接お問合せください。

STEP.5

補助金を申請する

- 別紙『事後精算補助金申請書』に、必要事項を漏れなく記載してください。
- 『事後精算領収書貼付台紙』に領収書の原本および明細書・料金表を添付してください。
- 下記、必要な書類①~④を返信用封筒にて、申請期間終了日までに
(株)イウエル 健康サポートセンター へ提出してください。
【必要な書類】
- ①事後精算補助金申請書
- ②事後精算領収書貼付台紙(領収書の原本および明細書・料金表を添付してください)
- ③健診結果(コピー)
- ④問診票

【送付先】〒699-0203 島根県松江市玉湯町布志名767番31

株式会社イウエル 健康サポートセンター データ管理A係

STEP.6

振込金額の確認

- 振込金額に相違ないかご確認ください。
- 万一相違があった場合、TEL:0570-057091 (株)イウエル 健康サポートセンターまでご連絡ください。
※上記番号がご利用いただけない場合は、【050-3850-5750】をご利用ください。
※個人情報保護の観点から、健康診断を受診されるご本人様以外からのお問合せは受付しておりません。
- 毎月15日までに(株)イウエル 健康サポートセンターへ到着したものを、翌月の末日にお振込みいたします。
(休日の場合、前営業日)

注意事項

- ① 必ず特定健診項目を満たしているコースをご受診ください。項目を満たしていない場合、補助を受けることができません。
※特定健診項目は『必須検査項目』をご確認ください(人間ドックは不可)。
- ② 領収書(明細書・料金表を含む)は必ず受領してください。オプション検査を受診した場合、領収書の他に金額の内訳が確認できる「明細書・料金表(オプション検査の単価が記載されているもの)」が必要です。明細書・料金表がない場合、コース代金みの補助となりますのでご注意ください。
- ③ 受診期間外に受診した場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ④ 申請書類に不備がある場合、補助金給付の遅延または給付できない場合がございますので、送付前に必ずご確認ください。また、保険証を使用した検査を実施した場合、保険診療となり補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ⑤ 申請期間を過ぎてからの申請はできませんのでご注意ください。
- ⑥ 受診者ご自身からの申請のみ受付いたします。
- ⑦ 健診機関リストに掲載されている健診機関と掲載されていない健診機関の組合せで受診いただくことはできません。
- ⑧ 郵送事故や紛失・盗難・未着の責任は負いかねますので予めご了承ください。
- ⑨ 書類不足・検査項目の不足・記載不備等があった場合、申請書類一式をご返却させていただきますので予めご了承ください。
- ⑩ 受理された申請書類一式は返却できませんので予めご了承ください。
- ⑪ 一般健診コースとオプション検査を別々の健診機関で受診される場合は、両方の受診が終了後まとめて申請してください。

提出前チェック

提出前に下記についてご確認ください。

- 必要書類4点はありますか？
 - ①事後精算補助金申請書
 - ②事後精算領収書貼付台紙(領収書の原本・明細書・料金表を貼付)
 - ③健診結果(コピー)
 - ④問診票
- 書類の送付先はお間違いないでしょうか？
- 申請期間は超過していませんか？
- 領収書の記載内容に不備はございませんか？
 - ①受診者氏名(フルネーム必須)
 - ②受診年月日
 - ③健診費用
 - ④健康診断の費用であることが確認できる但書
 - ⑤健診機関の住所・名称・領収印
- 事後精算補助金申請書・問診票に必要事項の記入漏れはございませんか？
- 特定健診項目を含むコースを受診しましたか？
※特定健診項目は『必須検査項目』をご確認ください(人間ドックは不可)。

書類送付先

《書類送付先》

〒699-0203

島根県松江市玉湯町布志名767番31

株式会社イーウェル 健康サポートセンター データ管理A係

個人情報のお取り扱い

＜株式会社イーウェルにおける個人情報の取り扱いについて＞

手続きに際しご記入いただきました個人情報は、ご所属団体の指示のもと、お申込みの健康支援サービス提供の目的(健康の保持・増進活動、健診受診勧奨、保健指導等を含む)に利用します。

ここで取得した個人情報は、株式会社イーウェルホームページの「個人情報保護に関する基本方針」、

「個人情報のお取り扱いについて」(<https://www.ewel.co.jp/privacy-policy/>)のほか、下記のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申し込みください。

＜お申込みの健康支援サービスご利用における個人情報の取り扱い＞

- ① 株式会社イーウェルは、当該個人情報を保持管理致します。
- ② 株式会社イーウェルから、当該個人情報を所属団体に提供致します。
- ③ 株式会社イーウェルから、所属団体による健診データの分析・解析・管理のため当該個人情報を業務委託先に提供する場合があります。
- ④ 株式会社イーウェルから、特定保健指導のため当該個人情報を保健指導会社に提供する場合があります。

個人情報に関する開示等及び苦情・ご相談は、株式会社イーウェル個人情報お問合せ窓口(E-mail: privacy@ewel.co.jp)までお願い致します。

お問合せ先

本サービスは塩野義健康保険組合より委託を受けた㈱イーウェルが運営管理・提供を行っております。

ご不明点がございましたら下記までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

㈱イーウェル 健康サポートセンター TEL 0570-057091

※上記番号がご利用いただけない場合は、【050-3850-5750】をご利用ください。

※個人情報保護の観点から、健康診断を受診されるご本人様以外からのお問合せは受付しておりません。

受付時間 9:30～17:30 休業日 日曜・祝日・12/29～1/4